

資料 1 - 3

自治体支援の現状について

コンパクトなまちづくりに係るインセンティブ制度の概要

○コンパクトなまちづくりを地方公共団体が推進するインセンティブは、**財政優遇（補助金・交付金）**や**税制優遇**といった**ものに加え、人的支援やノウハウ提供等**を併せて実施し、立地適正化計画制度創設後においても強化。その他、地方財政措置がある。

計画作成・合意形成

立地適正化計画の作成、合意形成やPRE活用等のための支援

【補助:コンパクトシティ形成支援事業】

社会基盤整備

都市機能誘導区域等の市街地整備に対する支援

【交付金:社会資本整備総合交付金、補助:都市構造再編集中支援事業等】

都市機能誘導

誘導施設の整備に対する支援（誘導施設の整備等に対する補助、金融支援等）

- 誘導施設の整備に対する補助【補助:都市構造再編集中支援事業等】
- 民都機構による金融支援【まち再生出資】 ○誘導施設に対する容積率緩和

誘導施設用地の提供等に係る税制特例

居住誘導

居住誘導に対する支援（住宅の立地誘導、居住環境の向上、空き家等の活用促進等に係る支援等）

- コンパクトシティ形成に資する取組等を行う地方公共団体の居住誘導区域内における、地方公共団体の住宅の建設・購入に対する財政的支援とあわせた住宅ローンの金利引下げ【制度:フラット35地域連携型】
- 既成市街地における快適な居住環境の創出等のための住宅や公共施設の整備等に対する支援【交付金:社会資本整備総合交付金】
- 空き家の活用・除却に対する補助【補助:空き家対策総合支援事業】、全国版空き家・空き地バンクの構築等

公共交通整備

公共交通整備等に対する支援

- 交通結節点、自由通路、駐車場、バス施設等への支援【交付金:社会資本整備総合交付金、補助:都市・地域交通戦略推進事業】
- 計画的な地域公共交通ネットワークの再構築に向けた取組への支援【交付金:社会資本整備総合交付金】

防災

都市機能誘導区域等の浸水被害防止に対する支援

- 浸水被害の防止を図ることを目的に、地方公共団体による下水道施設の整備、民間事業者等による雨水貯留施設等の都市機能誘導区域内での整備に係る費用の補助【補助:特定地域都市浸水被害対策事業】

地方財政措置

○コンパクトシティの本格的推進を図るため、立地適正化計画に基づく地方単独事業に対し、地方財政措置（**公共施設等適正管理推進事業債（立地適正化事業）**）

○地方公共団体による公共施設再編（**公共施設等適正管理推進事業債（除却、集約・統合化など）**）

コンパクトなまちづくりに係るインセンティブ制度の概要

○立地適正化計画に基づく事業に対する支援を行う都市構造再編集中支援事業等は、補助対象や補助率などについて誘導区域内外で支援の軽重に差を設け、地方公共団体のコンパクトなまちづくりを促進

例1:都市構造再編集中支援事業の場合（補助金）

国
費
率

50%

45%

都市構造再編集中支援事業（個別補助金）

立地適正化計画に基づく取組等に対し集中的支援

- 都市機能誘導区域・居住誘導区域内等、地域生活拠点(都市計画区域外)に限定し、集中支援
- 国費率 **50%**(都市機能誘導区域等、地域生活拠点) **45%**(居住誘導区域等)
- 拡充措置として
 - ・病院、学校、図書館、子育て支援施設（誘導施設）など、幅広い施設整備が可能に
 - ・都道府県等、民間事業者へも直接支援可能に
 - ・居住誘導に関する取り組みが支援対象に

立地適正化計画に基づく
まちづくりに対する嵩上げ・拡充措置

都市再生整備計画事業

（社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金）

地域の様々なまちづくりを支える交付金

40%

- 平成16年度に創設され「まちづくり交付金」として親しまれていた、自由度の高い交付金です。
- 支援対象は、様々な公共施設のみならず、都市施設、まちづくりの調査や、社会実験といったソフト事業も実施が可能。

例2:フラット35地域連携型（住宅金融支援機構による金融支援）

居住誘導区域内における新築住宅・既存住宅の建設・購入に対し、
住宅ローン（フラット35）の金利引下げ（当初5年間、0.25%引下げ）

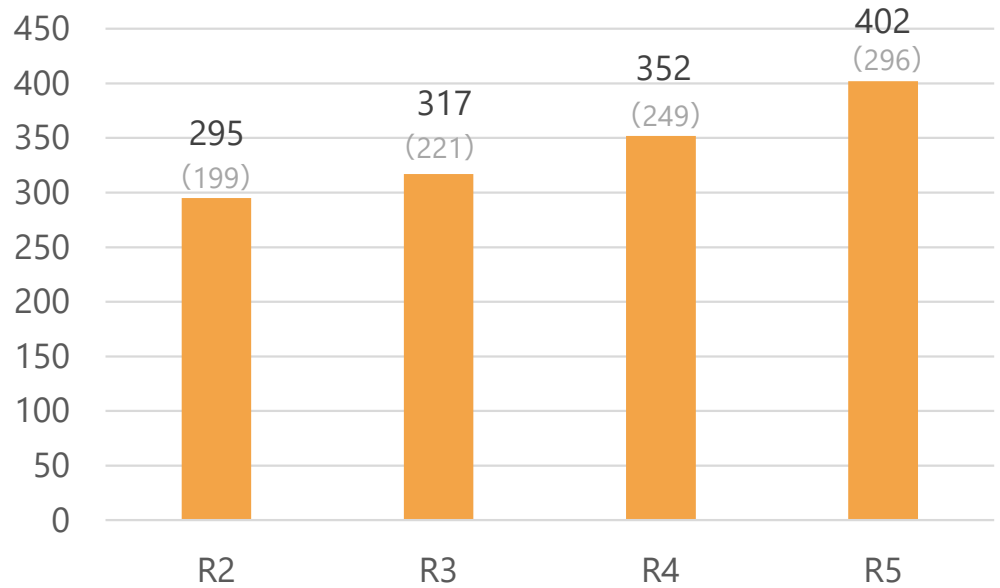


都市構造再編集中支援事業の活用実績

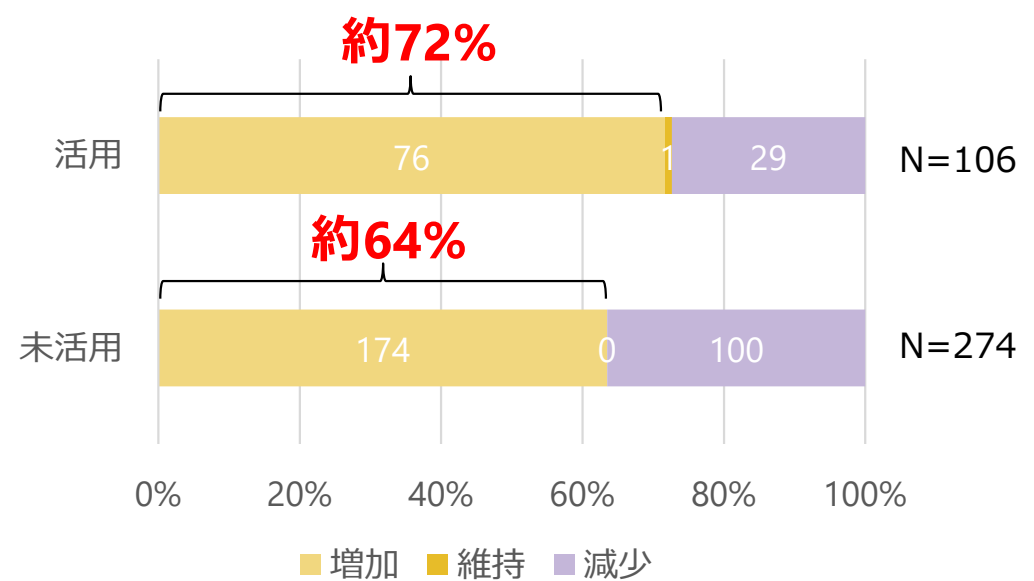
- 立地適正化計画に基づく事業に対する支援を行う都市構造再編集中支援事業は、**R2年度の制度創設以降、活用地区数が毎年増加。**
- 都市構造再編集中支援事業の前身である都市再構築戦略推進事業・都市機能立地支援事業を**活用した市町村においては、未活用自治体と比較して相対的に居住誘導効果が出ている都市の割合が高い。**

都市構造再編集中支援事業
活用地区数の推移

※ () 内は市町村数



都市再構築戦略事業・都市機能立地支援事業の
活用有無と居住誘導効果 (R4.4時点)



※R2年度末までに立地適正化計画を公表し居住誘導区域を設定した都市を対象に計画を公表した年度の翌年度の4月1日とR4年4月1日時点の(居住誘導区域内人口) / (行政区域内人口) の割合を比較

コンパクトなまちづくりに関係する地方債等について

○ **公共施設等総合管理計画に位置づけられた取組に活用可能な公共施設等適正管理推進事業債が平成29年度に創設され、立地適正化事業が対象事業の一つとされた。**

○ 立地適正化事業に加え、公共施設の集約化・複合化や除却等コンパクトなまちづくりに資する事業が対象

公共施設等適正管理推進事業債

・概要

過去に建設された公共施設等が今後、大量に更新時期を迎える一方、地方団体の財政は依然として厳しい状況にある。そのため、地方団体において、長期的な視点をもって施設の更新・統廃合・長寿命化などに取り組めるよう、「公共施設等適正管理推進事業債」により取組を推進。

・立地適正化事業

〈対象事業〉

コンパクトシティの形成に向けた長期的なまちづくりの視点に基づく事業

〈充当率等〉 充当率：90%

交付税措置率：財政力に応じて30～50%

・対象事業

- | | |
|-------------|------------------|
| ① 集約化・複合化事業 | ④ 立地適正化事業 |
| ② 長寿命化事業 | ⑤ ユニバーサルデザイン化事業 |
| ③ 転用事業 | ⑥ 除去事業 |



立地適正化事業費

公共施設等適正管理推進事業債 (充当率90%)

元利償還金の30～50%※を地方交付税措置

一般財源

※財政力に応じて措置

【参考】公共施設等適正管理推進事業債

公共施設等適正管理推進事業について

【事業期間】 令和4年度～令和8年度

【事業費】 4,800億円（令和5年度）

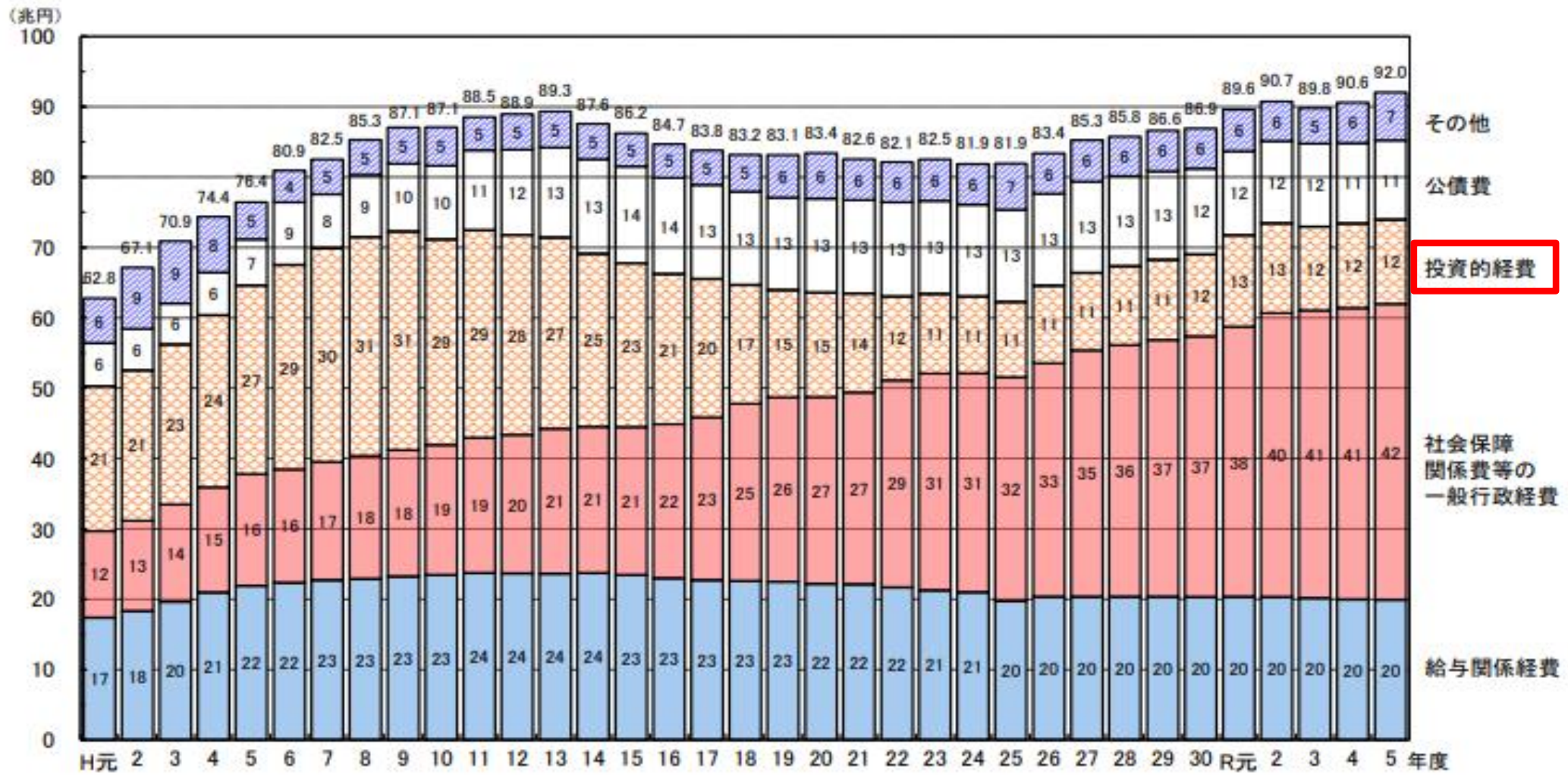
【地方財政措置】 公共施設等適正管理推進事業債

対 象 事 業	充当率	交付税措置率
① 集約化・複合化事業 【建築物（公民館等）】 ・延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業 【非建築物（グラウンド等）】 ・維持管理経費等が減少すると認められる集約化・複合化事業 ※複数団体が連携して実施する集約化・複合化事業の取組において、対象施設を有しない団体も実施主体に含む。	90%	50%
② 長寿命化事業 【公共用建物】 ・施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延長させる事業 【社会基盤施設】 ・所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業（一定規模以下等の事業） 道路、河川管理施設（水門、堤防、ダム（本体、放流設備、観測設備、通報設備等））、砂防関係施設、海岸保全施設、港湾施設、都市公園施設、空港施設、治山施設・林道、漁港施設、農業水利施設・農道・地すべり防止施設		財政力に応じて 30～50% （注）
③ 転用事業 ・他用途への転用事業		
④ 立地適正化事業 ・コンパクトシティの形成に向けた長期的なまちづくりの視点に基づく事業		
⑤ ユニバーサルデザイン化事業 ・公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業		
⑥ 除却事業 ・公共施設等の除却を行う事業		—

（注）義務教育施設の大規模改造事業に係る事業については、地方負担額に対する交付税措置率が、学校教育施設等整備事業債における義務教育施設の大規模改造事業（地方単独事業）に係る当該値を下回らないよう設定

投資的経費の地方自治体の状況

○投資的経費は長期的に見ると減少傾向にあるが、近年は横ばい。



投資的経費：道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備等に要する経費であり、普通 建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっている

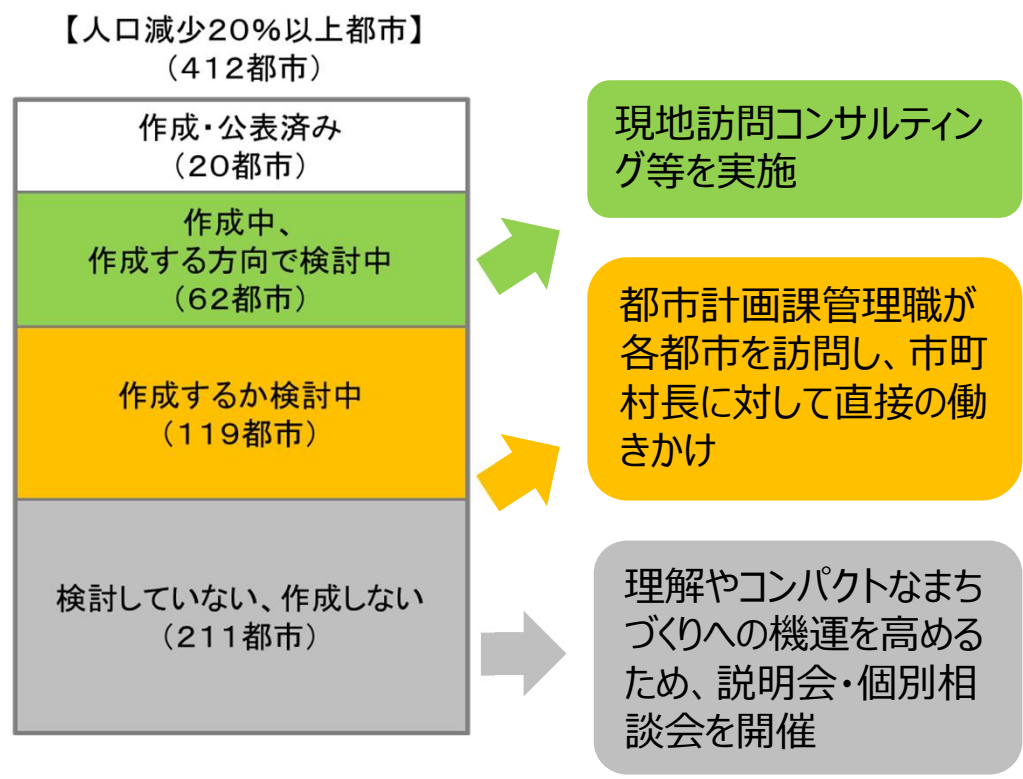
出典：活力ある多様な地域社会を実現するための地方税財政改革についての意見
(R5.5.25地方財政審議会)

財政支援制度以外の支援方策について

- 立地適正化計画の作成促進を図るため、**国交省幹部が市町村首長に対し直接、制度趣旨やメリット等について説明を実施するキャラバンを実施。**
- そのほか、**専門家派遣に対する支援や施策効果を含めた好事例に関する横展開**を実施。

○立地適正化計画全国キャラバンの取組

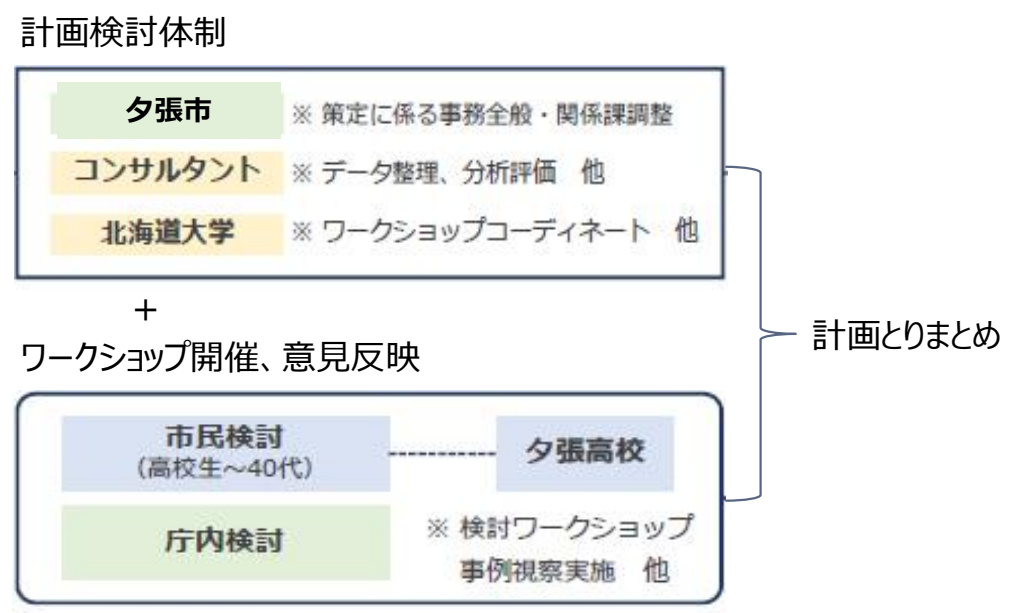
・都市計画区域を有する市区町村（1374）のうち、2015年から2030年の15年間で、人口が20%以上減少する見込みの412都市を対象に働きかけを実施（H30年度）



○コンパクトシティ形成支援事業 活用事例

【専門家と連携した立地適正化計画作成 (R3年度 北海道夕張市)】

・誘導区域の方針や誘導施策の検討にあたり
コンサルタント・大学との協働のほか
市民や高校生とのワークショップを複数回開催し構想をとりまとめ

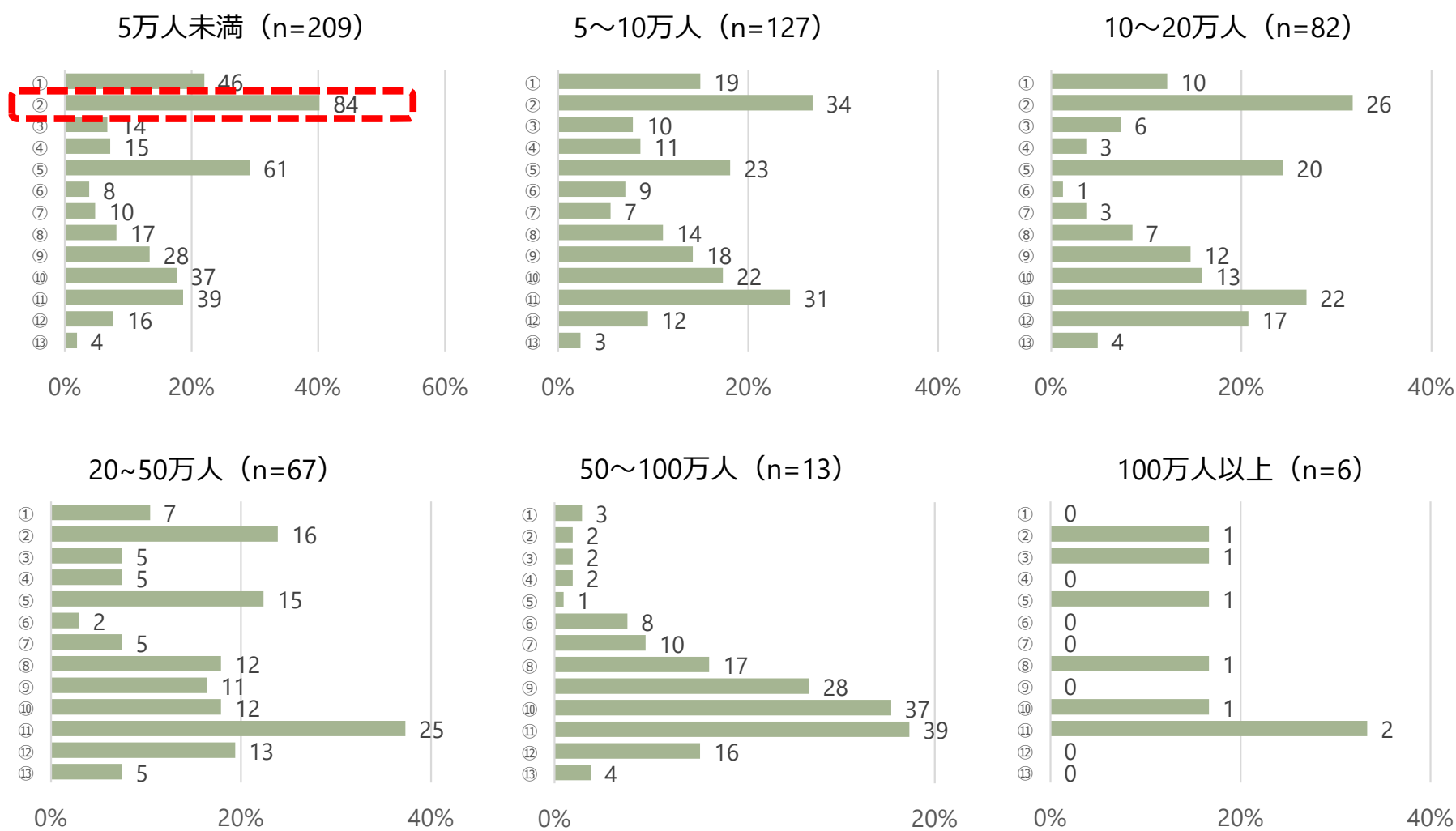


技術的検討にあたり困難となっている点

- 立地適正化計画の技術的検討にあたり困難が生じる理由として、専門的知見のある人材が足りない、関連する分野が多岐にわたりそれらを総合的に勘案することが難しい、必要な分析・整理の手法に習熟していない等があげられている。**計画作成を技術的観点から総括できる専門的な人材が不足していると考えられる。**
- 特に人口規模の小さい市町村では、**専門的知見のある人材の不足**を課題とする市町村が多い。

立地適正化計画の内容の技術的検討にあたってお困りの事項（複数回答可）

R5.3時点



- ①：技術的検討を行う人手（人数）が足りない
- ②：技術的検討を行う人手（専門的知見のある人材）が足りない
- ③：部署間のコミュニケーションが難しい
- ④：必要なデータが整理されていない
- ⑤：必要な分析・整理の手法に習熟していない
- ⑥：必要な分析・整理を実施する計算環境が整っていない
- ⑦：必要な分析・整理の手法が見つからない
- ⑧：分析・整理結果の解釈が難しい
- ⑨：定量的な分析を踏まえて、目指すべき都市像を導く過程のジャンプが難しい
- ⑩：誘導区域・誘導施設を設定する際の指標や手法の選択が難しい
- ⑪：関連する分野が多岐にわたり、それらを総合的に勘案することが難しい
- ⑫：誘導施策に活用できる制度が多岐にわたり、全体像の把握や適切な制度の選択が難しい
- ⑬：その他

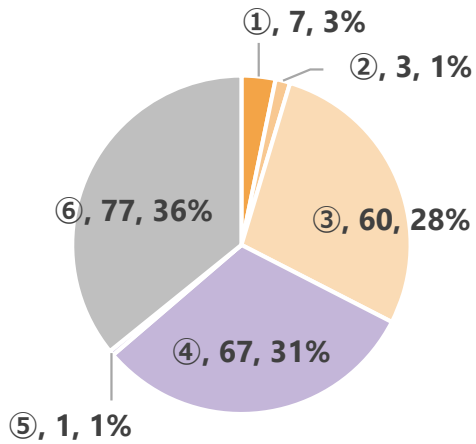
(参考) 市町村における立地適正化計画の技術的検討時の担当体制

- 技術的検討にあたり、都市計画を専門に学んだ職員を配置する市町村は少ない。
- 特に人口規模の小さい市町村では、技術系職員を含め、専門性の高い職員を配置する割合が小さい。

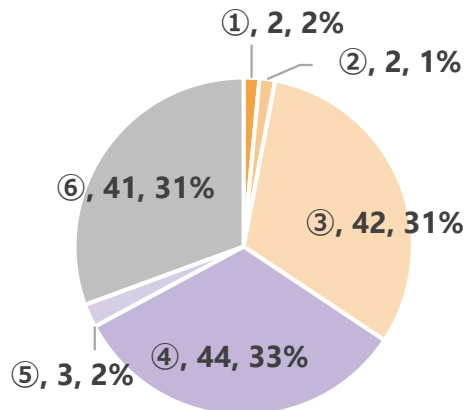
R5.3時点

立地適正化計画の検討体制 (一部複数回答の市町村あり)

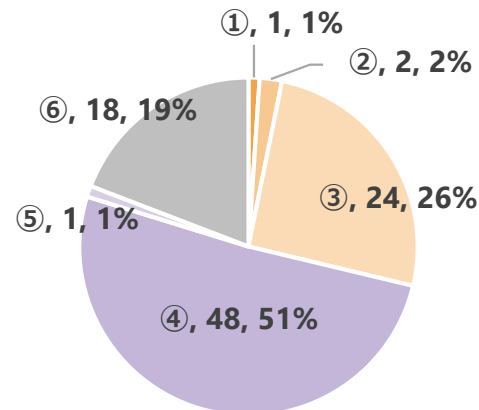
5万人未満 (n=209)



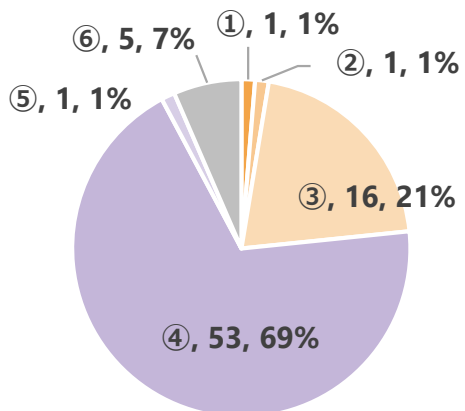
5~10万人 (n=127)



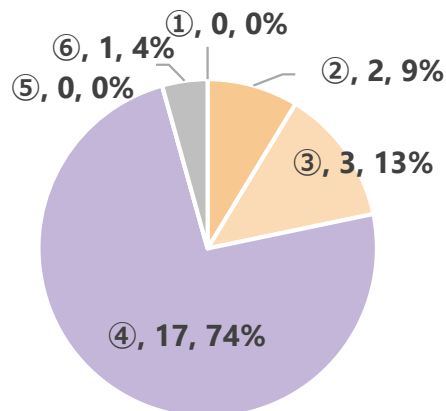
10~20万人 (n=82)



20~50万人 (n=67)



50万人以上 (n=19)



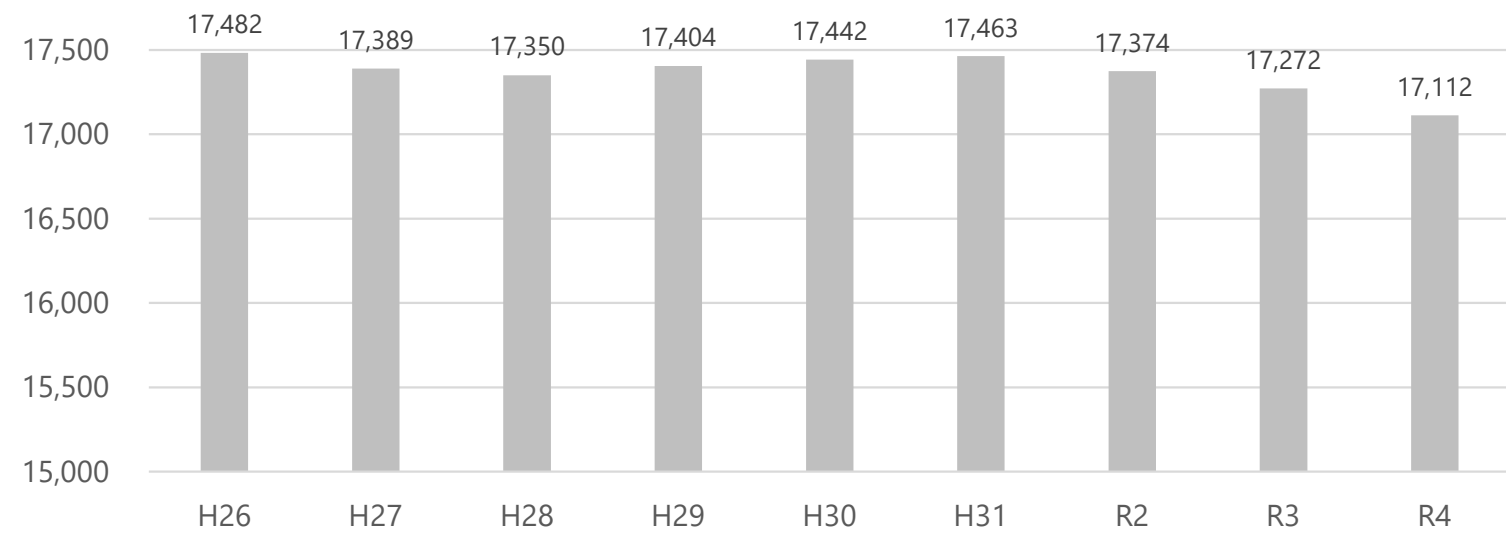
- ① ■ : 都市計画を専門に学び、都市計画の実務経験 (概ね4年以上) のある職員を配置
- ② ■ : 都市計画を専門に学んだ職員を配置
- ③ ■ : 都市計画の実務経験 (概ね4年以上) のある職員を配置
- ④ ■ : 建築・土木系の技術系職員を配置
- ⑤ ■ : その他技術系職員を配置
- ⑥ ■ : ①~⑤以外

市町村の都市計画部門の職員数推移（H26～R4）

- 立地適正化計画制度創設以降、都市計画部門の職員数は概ね減少傾向である。（H26年度からR4年度にかけて2%減少）
- 都市計画区域を有する市町村においては、169市町村で職員数が0となっている。（R4年度時点）
- 都市計画職員が少ない市町村ほど、立地適正化計画の作成の取組が進んでいない。

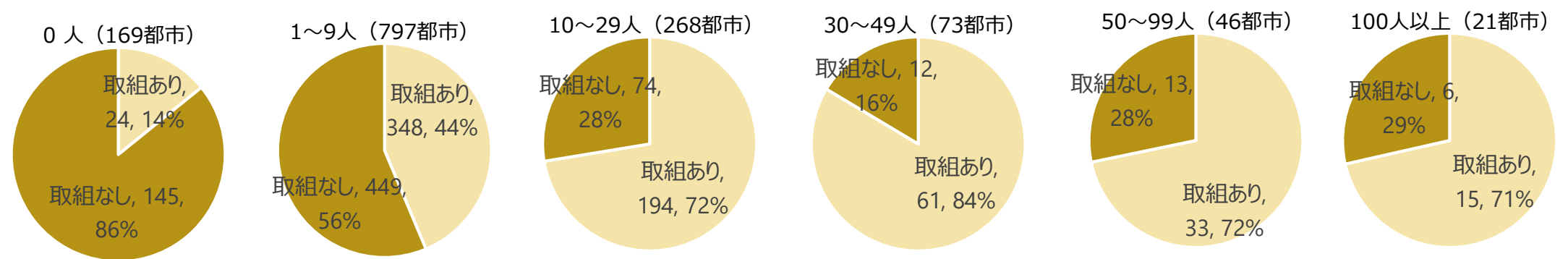
【全国市区町村における都市計画一般分野の職員数】

※地方公共団体定員管理調査（総務省）より



R4年度「都市計画一般」職員数別の立地適正化計画作成状況

R5.3時点



■ 自治体支援の現状について

- これまで、市町村による立地適正化計画の作成や計画に基づく取組を促進するため、都市構造再編集中支援事業を始め**補助・交付金による財政支援や地方財政措置**、制度創設初動期における首長への**キャラバンや専門家派遣支援、好事例の横展開等多様な取組**を行っている。
- 投資的経費（≡社会資本整備費）の割合が横ばいである中で、財政支援は社会資本整備に対するものが主となっている。
- また、立地適正化計画制度創設以降も**市町村における都市計画部門の職員は減少**している状況。
- 上記のような自治体支援の現状と、市町村の状況を踏まえ、**コンパクトなまちづくりや立地適正化計画に基づく取組の実効性の向上を促進していくための今後の支援のあり方について検討が必要**